

第57回 出雲市同和教育講演会

入場無料

事前申込
不要

手話通訳
要約筆記
あり

へこたれへん

～人はきつとつながれる～

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題を一人一人が自分自身の問題としてとらえ、誰もが暮らしやすい社会にするために、何ができるか一緒に考えてみませんか。

日時 8月24日(土) 14:00～16:00(13:00開場)

会場 出雲市民会館 大ホール

講師 まつむら さとひろ
松村 智広 さん (みえ人権教育・啓発研究会 代表)



講師プロフィール

1957年、三重県伊賀市生まれ。大学卒業後、三重県伊賀市立中学校教員となる。その後、三重県人権センター調査研究員、(公財)反差別・人権研究所みえ(ヒューリアみえ)主任研究員、三重県教育委員会人権教育課長、伊賀市立中学校長を務め、2018年に定年退職。2021年まで、伊賀市隣保館長を務め、現在、みえ人権教育・啓発研究会 代表。

おたずね/人権同和政策課 ☎22-7506 FAX 22-7502 メール jinken@city.izumo.shimane.jp

ひとり親家庭への支援制度のご紹介

ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては、所得要件や事前に相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制度	内容	おたずね
母子父子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。相談時間は平日8:30～17:00(受付16:30まで)です。事前に相談日時の予約をお願いします。	市役所本庁 子ども政策課 市のホームページにも掲載しています。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行います。	
母子家庭等自立支援給付金事業	母または父の就業を促進するため、資格が取得できる講座を受講する場合や養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	
児童扶養手当	父母の離婚などにより、母または父と生計をともにしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。※所得・児童数で手当額が決まります。	市役所本庁 子ども政策課 または各行政センター
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭の母(父)とその児童または両親のいない児童の医療費を助成します。(所得制限があります。)	市役所本庁 福祉推進課 または各行政センター
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費などを援助します。	市役所本庁 教育政策課 または各小・中学校

〈おたずね〉
市役所本庁/
子ども政策課 ☎21-6218 FAX 21-6413
福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598
教育政策課 ☎21-6190 FAX 21-6192

平田行政センター 市民サービス課 ☎63-5567 FAX 63-5533
佐田行政センター 市民サービス課 ☎84-0111 FAX 84-0579
多伎行政センター 市民サービス課 ☎86-3111 FAX 86-3561
湖陵行政センター 市民サービス課 ☎43-1215 FAX 43-1433
大社行政センター 市民サービス課 ☎53-3116 FAX 53-4493
斐川行政センター 市民サービス課 ☎73-9110 FAX 73-9119

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当制度が変わります

国が定める「こども未来戦略」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として、児童手当制度が改正・拡充されることとなりました。

※6月28日時点の情報を掲載しています。
最新の情報は市のホームページで随時お知らせします。

市のホームページは
こちら(児童手当)▶



改正のポイント

●受給資格者の所得制限がなくなります。

- ・これまで所得超過により児童手当を受給していない方や、特例給付の受給者も児童手当を受給できます。
- ・改正前と同様に、対象児童を監護(養育)する者のうち、生計中心者が受給資格者となります。

●0歳～18歳になる年度末(高校生年代)までの児童が支給対象になります。

- ・これまでは、0歳～15歳になる年度末(中学生年代)までが支給対象でした。

●第3子以降の手当月額が30,000円になります。(月額10,000円+加算20,000円)

- ・これまでは、0歳～高校生年代までの子をカウントし、3人目以降で0歳～12歳になる年度末までのお子さんの手当月額は15,000円でした。

●「第3子以降」のカウント方法が変わります。

- ・加算対象となるのは、0歳～22歳になる年度末(大学生年代)までの子の人数をカウントし、3人目以降で0歳～高校生年代までのお子さんです。

※18歳年度末～22歳年度末までの子については、受給資格者が監護相当の経済的負担をしている場合に限りです。

9月分まで	支給対象外 カウントされない	支給対象外 第1子	10,000円 第2子	合計 10,000円/月
(例)	大学生年代(21歳)	高校生年代(17歳)	中学生年代(14歳)	↓
10月分から	第1子 支給対象外	第2子 10,000円	第3子 30,000円	合計 40,000円/月

●手当の支給時期が年6回になります。

- ・12月以降は、偶数月にその月の前2か月分の手当を支給します。
(例: 10・11月分⇒12月に支給。その後は2月)

児童手当の制度改正に伴う手続について

- ・新しい制度での児童手当を受け取るために、手続が必要な場合と不要な場合があります。
- ・対象年齢のお子さん(平成18年(2006)4月2日以降生まれ)がいらっしゃる世帯には案内文書を7月末に郵送します。
- ・詳しい制度内容や手続方法については、案内文書をご覧くださいか、市のホームページでご確認ください。
- ・公務員の方は、勤務先で手続についてご確認ください。
- ・生計中心者が市外にお住まいの方は、その市区町村で手続についてご確認ください。

おたずね/子ども政策課 ☎21-6963